

令和元年度(2019) 中小企業等融資制度一覧



(令和元年10月1日現在)

※金利等融資条件は、経済状況などによって変わる事があります。

項目	制度	融資の種類	対象	※1資金使途	限度額	利率(%)	保証利率 ※2	融資期間	保証人	担保	
一般資金	日本政策金融公庫	普通貸付	事業を営んでいる方	運転資金 設備資金	4,800万円	無担保の場合 2.16~2.35 担保付の場合 1.21~2.00	—	運転 5年以内(据置1年以内) (特に必要な場合は7年以内) 設備 10年以内(据置2年以内)	お客さまのご希望を伺いながら ご相談させていただきます		
		小規模事業者経営改善資金 (マルケイ資金)	事業歴が1年以上、従業員が20人(商業・サービス業は5人)以下の小規模企業者で 商工会議所の経営指導を6ヶ月前から受けている方		7,200万円			特定設備20年以内(据置2年以内)	不要	不要	
		福岡県	① 小規模事業者振興資金		従業員20人(商業・サービス業は5人)以下の小規模企業者(宿泊業及び娯楽業の場合は20人以下)	2,000万円		1.21			運転 7年以内(据置1年以内) 設備 10年以内(据置2年以内)
	福岡市	② ※3 小口事業資金	事業を営んでいる方で、従業員が20人(商業・サービス業は5人)以下の小規模企業者 当該申込を含め保証協会の保証付融資残高が2,000万円以下の者 ※NPO法人は対象外	5,000万円 (設備資金は8,000万円以内)	1.4	0.25~1.62	10年以内(据置2年以内)	原則として、 法人は代表者のみ 個人は不要	必要に応じて		
	福岡市	③ 商工業振興資金	中小企業者等	2,000万円						0.3~1.75	※4 原則として不要
	福岡市	④ 短期運転資金	短期運転資金	中小企業者等	運転・設備	1億円	1.5	0.36~1.66	5年以内(据置1年以内)	必要に応じて	
	福岡市	⑤ 長期経営安定資金	長期経営安定資金		運転資金	3,000万円	1.4		5年超10年以内(据置2年以内)		
	福岡市	⑥ 新規創業資金	新規創業資金	県内に事業所を有し、現に事業を営む中小企業者等	運転資金	3,000万円	1.4	0.25~1.67	1年以内		
	福岡市	⑦ 創業支援資金	創業支援資金		運転・設備	1億円	1.5	0.25~1.77	5年以内		
	福岡市	⑧ 創業支援資金	創業支援資金	運転・設備	1億円	運転1.8/設備1.6	5年超10年以内				
事業を始める方	日本政策金融公庫	新規開業資金	新たに事業を始める方、事業開始後おおむね7年以内の方	運転資金 設備資金	7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	無担保の場合 2.16~2.35 (基準利率の場合) 担保付の場合 1.21~2.00 (基準利率の場合)	—	運転7年以内(据置2年以内) 設備20年以内(据置2年以内)	お客さまのご希望を伺いながら ご相談させていただきます		
		保証人特例 (新創業融資制度)	次の(1)~(2)のすべてに該当している方 (1)新たに事業を始める方、または事業開始後税務申告を2期終えていない方で次のいずれかに該当する方 ①雇用の創出を伴う事業を始める方 ②技術やサービス等に工夫を加え多様なニーズに対応する事業を始める方 ③現在お勤めの企業と同じ業種の事業を始める方で継続して6年以上、または同じ業種の企業に通算して6年以上お勤めの方 ④大学等で習得した技能等と密接に関連した職種に継続して2年以上勤務し、その職種と密接に関連した業種の事業を始める方 ⑤産業競争力強化法に規定される認定特定創業支援事業を受けて事業を始める方 ⑥地域創業促進支援事業による支援を受けて事業を始める方 ⑦公庫が参加する地域の創業支援ネットワークから支援を受けて事業を始める方 ⑧民間金融機関と公庫による協調融資を受けて事業を始める方 ⑨既に事業を始めている方は、事業開始時に①~⑧に該当した方 (2)事業開始前、または事業開始後税務申告を終えていない場合は、創業資金の1/10以上を確認できる方		3,000万円 (うち運転資金は1,500万円)			2.56~2.75 (基準利率の場合)	運転 5年以内(据置1年以内) (特に必要な場合は7年以内) 設備 15年以内(据置2年以内) (特に必要な場合は20年以内)	原則不要 (法人のお客様がご希望される場合は、代表者(※)が連帯保証人となることも可能です。その場合は利率が0.1%低減されます) (※)実質的な経営者である方や共同経営者である方を含みます。	不要
	日本政策金融公庫	中小企業経営力強化資金	次のすべてに当てはまる方 (1)経営革新または異分野の中小企業と連携した新事業分野の開拓等により市場の創出・開拓(新規開業をしようとする場合を含む。)を行うおととする方 (2)自ら事業計画の策定を行い、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に定める認定経営革新等支援機関による指導および助言を受けている方	運転資金 設備資金	7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	無担保の場合 2.26~2.31 (基準利率の場合) 担保付の場合 1.21~2.00 (基準利率の場合)	—	運転 7年以内(据置2年以内) (特に必要な場合は7年以内) 設備 20年以内(据置2年以内)	お客さまのご希望を伺いながら ご相談させていただきます		
	福岡県	⑥ 新規創業資金	新規創業する個人又は会社(創業1年未満の者を含む) ①勤務した企業と同一の業種の事業を新たに開始しようとする者 ②特許等の技術、法律に基づく資格を生かし、創業する者 ※NPO法人の場合、一部対象外	運転資金 設備資金	2,000万円	1.3	※7 0	運転7年以内 設備10年以内 (据置2年以内)	原則として、 法人は代表者のみ 個人は不要	不要	
	福岡県	シニア創業特別枠	55歳以上の方	1,000万円							
	福岡県	支援創業型	認定特定創業支援事業による支援を受けた者 ※NPO法人は対象外	2,000万円							
	福岡市	⑦ ※3 創業支援資金	分社化資金	県内の会社であって、現在の事業を継続しつつ、新たに市内で会社を設立される方 (新会社で事業を開始してから2年以内の方を含む)	運転資金 設備資金	3,500万円	1.3	0.81	10年以内(据置2年以内)	原則として、 法人は代表者のみ 個人は不要	不要
	福岡市	スタートアップ資金	ア.事業を営んでいない方であって、市内で新たに事業を開始される方 イ.事業開始後2年以内の方で、それまで事業を営んでいなかった方	3,500万円 (創業前は2,000万円)	1.2	0					
	福岡市	女性スタートアップ資金	※6 上記(ア、イ)のいずれかの要件に加え、女性である方								
	福岡市	「福岡100」スタートアップ資金	※6 上記(ア、イ)のいずれかの要件に加え、50歳以上である方								

事業拡大等を行う方	福岡県	⑧ 経営革新支援資金	①新分野進出、新商品の開発を図る者 ②中小企業新事業活動促進法に基づき、知事の承認を得た者 ③地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に基づき地域産業資源活用事業計画の認定を受けた者 ④FVMプレゼンテーション企業、ISOシリーズの取得を図る企業 ⑤1年以内に常用雇用者を1名以上雇用する計画を有する者 ※NPO法人の場合、②及び③は対象外	運転資金 設備資金	1億円	1.4	0.25～1.62	運転7年以内 設備10年以内 (据置2年以内)	原則として、 法人は代表者のみ 個人は不要	必要に応じて	
			成長企業支援型		福岡県中小企業技術・経営力評価制度又は(旧)フクオカ成長企業評価制度を利用した者	1億円					1.1
			地域連携支援型		地域中小企業支援協議会において重点支援を受けるもの	(①～⑤とは別枠)					
福岡市	⑨ 新事業開拓 資金	ステップアップ資金	成長や事業の拡大等に向けた取り組みを行う方で、ア～カのいずれかに該当する方 ^{※5} ●市の施策に関する要件 ア. 福岡市トライアル優良商品認定事業による認定を受けた方 イ. ふくおか「働き方改革」推進企業認定制度による認定を受けた方 ウ. 生産性向上特別措置法に基づき、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための先端設備等導入計画を策定し、本市の認定を受けた方 など ●国の施策に関する要件 ウ. 認定経営革新等支援機関の支援を受けて経営改善、事業転換、多角化、事業拡大に向けた新たな投資、事業承継など、経営基盤の強化を目指した計画的な取り組みを行う方 など ●事業承継に関する要件 オ. 事業引継ぎ支援センターの支援を受けて、M&A等の事業承継を行う方 など	運転資金 設備資金	2億8,000万円	1.1	0.33～0.81	5年以内(据置1年以内)	原則として、 法人は代表者のみ 個人は不要	必要に応じて	
			第二創業・多角化資金		現在の事業を継続して市内で1年以上営んでいる方で、日本標準産業分類の小分類が異なる事業を新たに行うための資金が必要な方	5,000万円		1.4			0.33～1.56
		経営改善支援型	⑩経営改善計画を策定し、認定支援機関の支援を受けながら経営改善に取組み、その実行と進捗を金融機関に報告する者		(設備は融資対象②④⑧の場合のみ)	5,000万円 (①～⑧、⑩とは別枠)	1.1	0.25～1.47	運転5年以内 設備7年以内 保証付融資借換 10年以内 (据置1年以内)	(⑩の代表者個人の場合の保証人は、認定を受けた中小企業者)	必要に応じて
事業承継支援型	⑩経営承継円滑化法に基づき、知事の認定を受けた者 ※認定を受けたものが会社の場合、代表者個人を含む ※NPO法人は対象外		1億円 (①～⑩とは別枠)	1.4	0.15～1.52 (H35.3末まで)	10年以内(据置2年以内)					
経済対策資金	福岡県	⑩ 緊急経済対策資金	①セーフティネット保証認定者 ②知事指定災害の被災者 ③知事指定倒産等事業者の債権者 ④再生支援協議会の2次支援を受けた者 ⑤東日本復興緊急保証認定者 ⑥緊急経済対策資金の残高を有する者 ⑦原材料価格等の高騰等の影響で経営の安定に支障が生じている者 ⑧危機関連保証認定者	運転資金 設備資金	1億円 (⑧は①～⑦、⑨、⑩とは別枠)	融資対象①～⑤、⑦、 ⑧ 1.3 融資対象⑥ 1.4	0.25～1.62	10年以内(据置2年以内)	原則として、 法人は代表者のみ 個人は不要	必要に応じて	
			経営改善支援型			5,000万円 (①～⑧、⑩とは別枠)	1.1	0.25～1.47			運転5年以内 設備7年以内 保証付融資借換 10年以内 (据置1年以内)
			事業承継支援型			1億円 (①～⑩とは別枠)	1.4	0.15～1.52 (H35.3末まで)			10年以内(据置2年以内)
福岡市	⑪ 経営安定化特 別資金	一般枠	ア. 最近3ヶ月の売上高または売上総利益率等が過去5年間のいずれか同期と比較して3%以上減少している方 イ. 最近3ヶ月の主要な原材料の仕入単価が前年同期と比較して3%以上上昇している方 ウ. 取引先の倒産等により、債権回収が困難になった方 など	運転資金 設備資金	1億円	1.3	0.23～1.3	10年以内(据置2年以内)	原則として、 法人は代表者のみ 個人は不要	必要に応じて	
		特別枠	セーフティネット保証の認定を受けた方 など		1億円	1.3					0.4
政策的資金	福岡市	⑫ ワールドビジネス振興資金	ア. 輸出入の決済資金が必要な方 イ. 海外支店等の開設資金が必要な方 ウ. 直接自らが取引を行った輸出入品の卸・小売を行うための資金が必要な方 エ. 海外向け製品・商品の開発・製造資金が必要な方 オ. 海外市場又は国内市場(海外製品や商品の販売)での市場開拓資金が必要な方	運転資金 設備資金	1億円	1	必要に応じて 保証に付する (付保の場合 0.23～1.3%)	1年以内(据置1年以内)	原則として、 法人は代表者のみ 個人は不要	必要に応じて	
			1.2			1年超5年以内 (据置1年以内)					
			1.3			5年超10年以内 (据置2年以内)					
		⑬ 災害復旧特 別資金	一般枠	災害・風水害等の災害により、市内で損害を受けた方	5,000万円	1.3	0.23～1.3	10年以内(据置2年以内)			
			特例枠	激甚災害の指定・災害救助法の適用を受けた災害等により市内で損害を受けた方		0.9			0		
		⑭ 環境・エネルギー対応資金	ア. 新エネルギー又は省エネルギー設備を導入する方 イ. 低公害車を導入する方	1億円	1.1	0.33～1.56	10年以内(据置2年以内)				
⑮ 設備対応資金	事業活動に必要な設備を導入される方	2億8,000万円	1.3	0.33～1.56	10年以内(据置2年以内)						
			1.5		10年超15年以内(据置2年以内)						
⑯ ※8 (商工業振興資金) 継続型バックアップ資金	1期以上の決算(個人の場合は確定申告)を行っている方	運転資金	※9 3,000万円	1.1	0.36～1.31	※10 1年以内(一括返済)					

(※1) ②③⑩の設備資金については市外の設備資金での申込みも可能です。但し、市内から市外へ移転するための資金を除きます。

(※2) 保証料率は経営状況等に応じて適用されます。また別途、有担保による保証などで保証料率が割引される場合があります。詳しくは福岡県信用保証協会へお問い合わせ下さい。

(※3) 小口事業資金、創業支援資金については、特定非営利活動法人はご利用できません。

(※4) 担保を供することが借入者にとって有利であり、かつ借入者が任意に供する場合は、担保を設定することができます。

(※5) 対象となる補助金については、福岡市経営支援課(092-441-2171)にお尋ね下さい。

(※6) 個人の場合は事業主、法人の場合は法人代表者が女性又は50歳以上である場合が対象となります。

(※7) 他の資金や、新規創業資金のうち保証料率「0%」が適用されたもの以外を借換する場合、1.01%以内(創業後で決算到来済の方は、1.76%以内)となる場合があります。

(※8) 1中小企業者1口限りの利用となります。また、既存の借入金(保証協会の既存の保証付融資、プロパー融資等)の借換には利用できません。

(※9) 直近決算(確定申告)の平均月商が2倍が3,000万円に満たない場合は、その平均月商の2倍が上限となります。

(※10) 2回までの更新(同資金で同額(又は減額)での借換)により最長3年間の継続利用が可能。但し、更新は同一金融機関のみでの取扱となります。更新手続きは新規申込と同様、審査が行われます。

お問合せ先

★福岡商工会議所 経営相談部
○地域支援第一G(東・博多・南区担当) ○地域支援第二G(中央・城南・西区担当)